

「民都・大阪」フィランソロピー会議  
分科会運営細則（改正案）

（総則）

第1条 「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「会議」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、「民都・大阪」フィランソロピー会議規約（以下「会議規約」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（所掌事務）

第2条 分科会は、分科会毎に設定された検討テーマについてインクルーシブに議論を行い、課題解決に向けた新たな仕組みや手法、連携等について具体的に検討する。

（組織）

第3条 分科会は、会議規約第7条第2項のリーダー及び同条第4項のメンバーにより組織する。

2 会議規約第7条第4項に基づきメンバーを選任したときは、分科会メンバー選任届（様式1）を会議に提出し、議長の承認を得なければならない。

**会議事務局に提出しなければならない。**

3 メンバーを解任するときは、第2項中「選任」を「解任」に読み替えて適用する。

（分科会の運営）

第4条 分科会はリーダーの自主的な運営に委ねるものとし、開催にあたってはリーダー  
**する。**

ーがメンバーを招集する。

2 **リーダーは**、分科会を開催したときは、開催日時や議題、出席者、議事の概要などを記載した議事要旨を作成し、公表するものとする。

**使用した資料を添えて会議事務局（会議）まで**

**提出しなければならない。**

3 **会議事務局（会議）は**、前項に基づき議事要旨及び分科会で使用した資料の提出があったときは、分科会の開催状況等を定期的に公表するものとする。

（報償金等）

第5条 分科会の活動に係る報償金や旅費、費用等は、支給しない。

（細則の改正）

第6条 この細則は、議長の承認を経て改正することができる。

（雑則）

第7条 その他分科会の運営について必要な事項は、分科会毎にリーダーが別に定める。

附 則

この細則は、2018年4月5日から施行する。

**附 則**

**この細則は、2019年6月3日から施行する。**